

新処理施設整備基本計画策定等業務
指名型プロポーザル審査基準

令和 7 年 2 月
茨城県央環境衛生組合

目 次

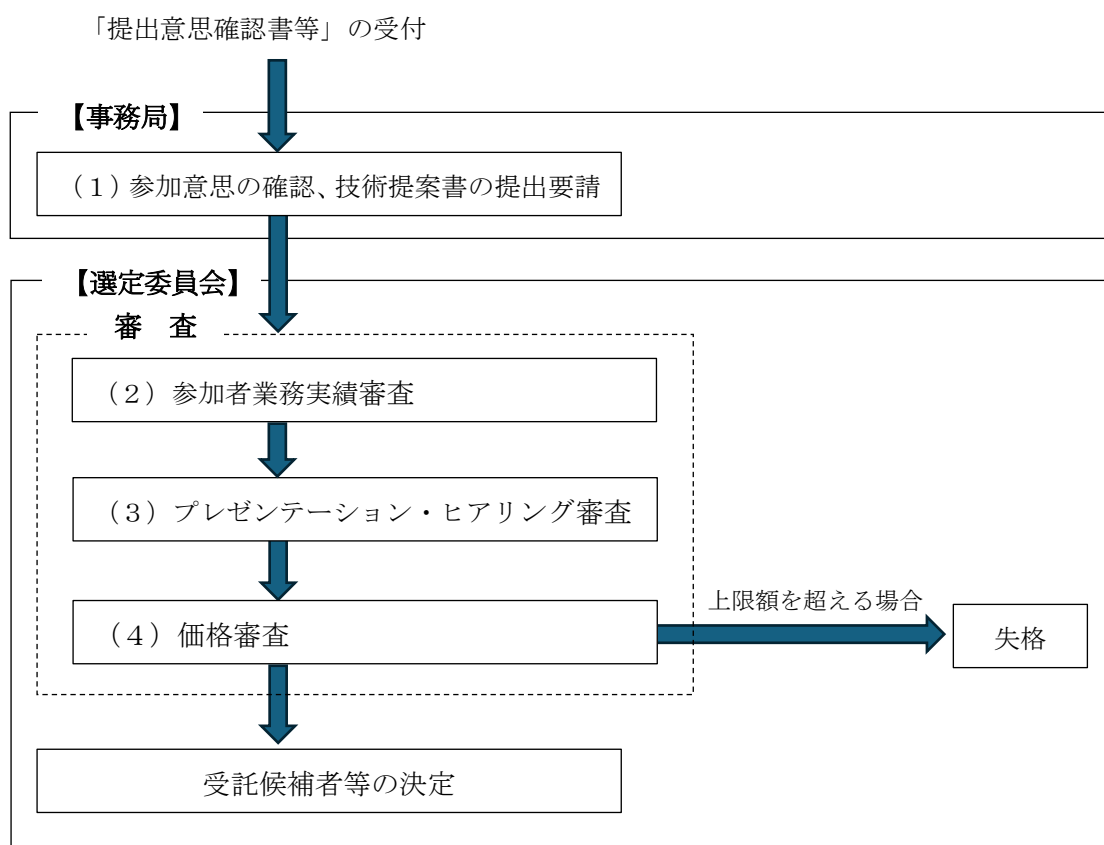
1	総則	- 1 -
2	最優秀提案者等決定の手順	- 1 -
3	審査方法	- 1 -
4	価格審査	- 3 -

1 総則

この審査基準は、新処理施設整備基本計画策定等業務指名型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）と一体のものであり、新処理施設整備基本計画策定等業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、受託候補者及び次席者（以下「受託候補者等」という。）を決定するに当たって、最も優れた提案を客観的に審査・選定するための方法及び基準等を示し、参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2 受託候補者等決定の手順

新処理施設整備基本計画策定等業務の受託候補者等は、次の手順で提案内容を総合的に審査して決定する。



3 審査方法

(1) 審査における配点

受託候補者等の選定は、事務局による参加資格確認を行った上で、選定委員会による参加者の実績、プレゼンテーション及びヒアリング、価格審査の総合評価により実施する。

また、その配点については以下のとおりとする。

総合評価点の配点（表 1）

区分		評価項目	評価基準	配点
参加者の実績 (様式 3)		A. 整備基本計画策定業務における完了実績	平成 26 年度以降に受注し完了した実績件数 ① 10 件以上 ② 5 件以上 ③ 1 件以上	① = 3 点 ② = 2 点 ③ = 1 点
			令和元年度以降に受注し完了した実績を含む	1 点
		B. 事業手法 (PFI 等) の方針検討業務における完了実績	平成 26 年度以降に受注し完了した実績件数 ① 3 件以上 ② 1 件以上	① = 2 点 ② = 1 点
			令和元年度以降に受注し完了した実績を含む	1 点
		C. 生活環境影響調査業務における完了実績	平成 26 年度以降に受注し完了した実績件数 ① 3 件以上 ② 1 件以上	① = 2 点 ② = 1 点
			令和元年度以降に受注し完了した実績を含む	1 点
技術提案書によるプレゼン・ヒアリング (様式 2・任意様式)	特定テーマ	実施方針及びスケジュール	① 本業務における実施方針が明確であるか。 ② 実現可能な工程計画になっているか。 ③ 必要な業務が効率的に配置してあるか。	15 点
		実施体制	① 業務を確実に遂行できる管理・責任体制及び人員体制が整っているか。 ② 配置技術者は本業務に関連する優れた実績と資格を有しているか。 ③ 調査や分析等の専門分野を担う人員は確保されているか。	15 点
		業務の実施方法及び課題と対処法	① 具体性と現実性がある説得力のある内容か。 ② 着目点、課題、対処法が適切かつ論理的に整理されており、業務遂行に有効性が高いか。 ③ その他関連業務との整合性が図れているか。 ④ 整備検討委員会の運営イメージが明確か。	30 点
	提案総評	専門技術力、コミュニケーション能力及び取組意欲	① 配置技術者の知識・経験を踏まえ、提案内容に説得力があるか。 ② テーマに関する説明が明確で、業務に対する意欲が高いか。 ③ 提案内容の説明が十分であり理解しやすいか。 ④ 質問に対する応答の明確性、迅速性が高いか。	20 点
	見積価格 (様式 4)	履行期間の委託料の総額 (消費税及び地方消費税を除く)	$\frac{\text{上限額} - \text{提案見積価格}}{\text{上限額} - \text{最低提案見積価格}} \times 10$ (小数点以下切捨て)	10 点
合計				100 点
合格基準点				60 点

※ 実績を照会する場合、平成 26 年度から本プロポーザル参加指名通知日までに、国または地方公共団体が発注した汚泥再生処理センター新設に係る業務を完了したものを対象とする。

汚泥再生処理センター新設とは、既存施設の基幹改良、長寿命化（延命化）、増設、改造、修繕を目的とした整備に伴う業務は含まれない。

※ 評価点の計算にあたっては、小数点第 2 位を四捨五入する。

（2）プレゼンテーション・ヒアリングにおける 5 段階評価方法

プレゼンテーション・ヒアリング審査における評価の点数化については、「総合評価点の配点（表 1）」に示す各評価項目の「評価基準」により評価を行い、下記に示す「評価項目の 5 段階評価（表 2）」により行う。

また、評価点の計算にあたっては、小数点第 2 位を四捨五入する。

評価項目の 5 段階評価（表 2）

評価	指 標	点数化方法
A	優れている	配点×100%
B	やや優れている	配点× 80%
C	平均的であり一般的である。	配点× 50%
D	物足りなさを感じる。	配点× 30%
E	物足りない。不安がある。	配点× 0%

4 価格審査

参加者から提出された見積書に記載された提案見積価格について次のとおり評価を行い、評価点を付与する。

（1）上限額超過の確認

提案見積価格が上限額を超えていないことを確認し、提案見積価格が上限額を超える場合は、失格とする。

（2）提案見積価格の点数化方法

提案見積価格の評価点については、以下の式により算定する。なお、計算にあたっては、小数点第 2 位を四捨五入する。

$$\text{提案見積価格の評価点} = \frac{\text{上限額} - \text{提案見積価格}}{\text{上限額} - \text{最低提案見積価格}} \times \text{配点（10 点）}$$

（3）提案見積書の開封時期

提案見積書については、プレゼンテーション及びヒアリングの実施後に開封する。